# 2. 国民年金の種類

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の方は、全員が国民年金加入者です。 加入者は職業などによって3つのグループに分かれます。 それぞれ加入の手続きや保険料の納付方法が異なります。

自営業・農林漁業・学生・無職の方などで 20歳以上60歳未満の方

第1号 <sub>被保険者</sub>







#### 加入の手続きは?

市役所 国保年金課

保険料の納め方は?

自分で納めます

厚生年金に加入している 会社員・公務員などで70歳未満の方

**第2号** <sub>被保険者</sub>







## 加入の手続きは?

勤務先

#### 保険料の納め方は?

お給料から天引き。 (厚生年金保険料に含まれています。)

- \*平成27年10月から、共済年金が厚生年金に統一されたことにより、公務員や私立学校教職員も厚生年金に加入することになりました。
- \*65歳以上で、老齢年金などの受給資格がある方は第2号被保険者にはなれません。この場合、扶養されている60歳未満の配偶者は 第3号被保険者ではなく、第1号被保険者となるため届け出が必要です。

第2号被保険者に扶養されている 配偶者で20歳以上60歳未満の方

第3号 <sub>被保険者</sub>



## 加入の手続きは?

配偶者の勤務先

保険料の納め方は?

不 要 (配偶者の加入する年金制度が負担)

### 希望して加入できる人

- ・海外在住者 海外に在住している日本人で20歳以上65歳未満の方
- ・年金を満額に近づけたい方 日本国内に住む60歳以上65歳未満の方
- ・年金受給権を得たい方 65歳以降70歳になるまでに受給権を確保できる方

#### 加入の手続きは?

市役所 国保年金課

保険料の納め方は?

自分で納めます

